

津市労働会館指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

津市商工観光部商業振興労政課

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	
(1)	名称	1
(2)	所在地	1
(3)	敷地面積	1
(4)	施設の面積等	1
(5)	構造	1
(6)	建築年月	1
(7)	施設内容	1
3	運営概要	
(1)	休館日及び利用時間	1
(2)	利用料金	2
(3)	利用料金の減免	3
(4)	利用料金の還付	3
4	管理・運営に係る条件	3
5	業務内容等	
(1)	指定管理者が行う業務	4
(2)	業務の留意事項	4
6	指定管理者の指定の予定期間	4
7	指定管理料	4
8	応募資格	5
9	公募のスケジュール及び募集手続	
(1)	公募及び選定スケジュール	5
(2)	応募手続	6
10	応募書類及び提出部数	7
11	指定管理者の選定	8
12	協定の締結	
(1)	基本協定	8
(2)	年度協定	9
13	留意事項	9

1 指定管理者募集の目的

津市労働会館（以下「会館」といいます。）は、勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的として、昭和60年4月に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第244条の2第1項の規定に基づき設置された施設です。

本市では、会館の設置後、平成18年3月までは業務委託により施設管理を行ってきましたが、平成18年4月以降は、民間ノウハウの活用により、サービスの質的向上や経費縮減などの面で、効果的な管理運営が期待できることから、法第244条の2第3項及び津市労働会館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第150号。以下「条例」といいます。）第6条の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、指定管理者を募集するものです。

本募集要項は、現指定管理者の指定期間が令和8年度末をもって満了することに伴い、令和9年度以降の指定管理者を公募により選定するために定めたものです。

本施設の指定管理者の応募に当たっては、本募集要項に記載している条件等を十分ご確認のうえ応募してください。

2 施設の概要

- (1) 名称
津市労働会館
- (2) 所在地
津市島崎町143番地6
- (3) 敷地面積
943.80㎡
- (4) 施設の面積等
延床面積：303.92㎡
- (5) 構造
鉄筋コンクリート造平屋建て（RC造）
- (6) 建築年月
昭和60年3月
- (7) 施設内容
会議室 1室
相談指導室 4室
駐車場 7台

3 運営概要

- (1) 休館日及び使用時間
ア 休館日

会館の休館日は以下のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ本市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(ア)及び(イ)に掲げる日を除く。）

イ 使用時間

会館を使用することができる時間（以下「使用時間」といいます。）は、午前8時30分から午後5時までとします。ただし、指定管理者が会館の管理上特に必要があると認めるときは、変更することができます。

(2) 利用料金

条例第17条第2項に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とします。

ア 会議室の利用料金の上限額

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室	1, 120	1, 500	2, 360
〔備考〕 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。			

イ 相談指導室の利用料金の上限額

単位 円

使用区分	1月当たりの上限額
相談指導室 1	18,000
相談指導室 2	
相談指導室 3	26,300
相談指導室 4	
〔備考〕	
1 使用期間に1月未満の端数があるとき、又は使用期間が1月未満であるときは、これらを1月とします。	
2 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る1月当たりの利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。	

(3) 利用料金の減免

指定管理者は、条例第18条の規定に基づき、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(4) 利用料金の還付

既納の利用料金は、還付しません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができます。

(ア) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。

(イ) 使用しようとする日の前日までに使用許可の取消しを届け出たとき。

4 管理・運営に係る条件

(1) 使用時間中は、利用者へのサービスを低下させることなく、適正な管理運営及び緊急時の対応ができる体制を整えることとします。

なお、会館に体制を確保することが難しいときは、リモート対応が可能な端末の設置等により対応も可とします。

(2) 法244条の2第8項及び条例第17条に定める利用料金制を導入しており、指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入として、会館の管理運営費に充てるものとします。

(3) 会館の管理に係る収入と支出の差引額は、自らの収入とすることができます。不足額が生じた場合であっても、原則として本市からの補填は行いません。

(4) 会館の大規模な改修及び施設の老朽化に伴う構造上の修繕等については、原則として本市が行うものとします。ただし、1件あたり5万円未満の修繕等については、指定管理者の負担により実施することとします。

(5) 会館の直近の支出の実績及び令和9年4月1日以降の収入見込みについては下記のとおりです。

ア 支出実績（人件費別途）

単位 円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支出金額	1,425,349	967,731	1,030,249	1,051,407
内訳 光熱費	973,969	776,124	863,625	818,309
需用費	232,406	4,047	15,788	44,382
役務費	34,200	33,560	29,836	30,316
委託料	184,774	154,000	121,000	158,400

イ 収入見込み

単位 円

相談指導室1～4（年間使用）	1,063,200（上限金額）
会議室（利用率100%の場合）	628,800（2,620（午前1,120＋午後1,500）×240日）（上限金額）

5 業務内容等

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務（条例第7条で規定する指定管理者が行う業務）は以下のとおりです。ただし、詳細については、別添「津市労働会館指定管理業務要求水準書」（以下「要求水準書」といいます。）のとおりとします。

ア 会館の使用の許可に関する業務

イ 労働教育その他労働関係全般についての相談及び指導の実施に関する業務

ウ 会館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務

エ その他市長が必要と認める業務

(2) 業務の留意事項

ア 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等、法の規定により、市長の権限に属する事務は指定管理者が行う業務から除かれます。

イ 会館の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、事前に本市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

ウ 指定管理者が行う業務は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約です。指定管理者として指定された法人その他団体（以下「法人等」といいます。）は津市公契約条例第6条の規定に基づき別紙1「特記仕様書」における労働環境の確保に係る誓約事項について誓約しなければなりません。

6 指定管理者の指定の予定期間

指定管理者の指定の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

この期間は、法第244条の2第6項の規定に基づき本市議会での議決により確定することとなりますので、ご留意ください。また、管理を継続することが適当でないと認められるときは、条例第13条の規定に基づき指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

7 指定管理料

指定管理者は、会館の利用に係る利用料金収入等により管理運営業務を行うものとします。

なお、本市からの指定管理料の支払いはありません。

8 応募資格

応募の資格を有する者は、指定期間中、安全かつ円滑に会館を管理し、会館の設置目的及び要求水準書の記載事項を効果的・効率的に達成することのできる法人等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としします。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 労働教育やその他労働関係全般についての相談の受け付け及び指導ができる体制の構築が可能な法人等であること。
- (2) 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を市内に有するなど、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる法人等であること。
- (3) 国税、本所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てや会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）の基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申し立て若しくは通告がなされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状況が著しく不健全でないこと。

9 公募のスケジュール及び募集手続

(1) 公募及び選定スケジュール

本件の選定並びに選定後のスケジュールは下表のとおりとします。

※本スケジュールは募集要項配付開始時点の予定であり変更が生じる場合があります。

	時期	内容
令和 8年	8月4日（火）	募集要項等の公表
	8月4日（火）午後3時から 8月14日（金）午後4時まで（必着）	質問の受付
	8月18日（水）午後4時までに	質問の回答

	8月4日（火）午後3から 8月31日（月）午後4時まで（必着）	応募書類の受付
	9月4日（金）	応募資格の審査、結果通知
	10月上旬予定	選定審査 （書類審査）
	10月中旬予定	審査結果通知 指定管理者候補者決定
	12月下旬予定	指定管理者の指定 （本市議会の議決） 指定の通知
令和 9年	3月下旬まで	協定の締結、事前準備業務
	4月1日（木）	指定管理業務開始

(2) 応募手続

ア 募集要項等の配付

募集要項、要求水準書及び申請書類（以下「募集要項等」といいます。）については、本市のホームページで公表しますので、原則として同ホームページから入手してください。

ただし、この方法で入手できない事情がある場合は、募集要項等は以下の場所でも配付しますので、事前連絡の上で配付場所までお越しください。

(ア) 配付場所での配付期間

令和8年8月4日（火）から令和8年8月14日（金）まで（ただし、土・日曜日及び休日を除く。）

(イ) 配付時間

午前8時45分から午後4時まで

(ウ) 配付場所

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市役所本庁舎7階 商工観光部商業振興労政課企画管理・労政担当

イ 公募に関する質問の受付

会館の業務や施設の内容等、公募に関する質問がある場合、別紙9「質問書」を電子メールで提出してください。なお、電話や口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。また、必ず電話にてメールが到達したことを確認してください。ただし、電話による到達の確認は、土・日曜日を除く午前8時45分から午後4時までに行ってください。

(ア) 受付期間

令和8年8月4日（火）午後3時から令和8年8月14日（金）午後4時まで

(イ) 送付先

津市商工観光部商業振興労政課企画管理・労政担当

電子メールアドレス 229-3114@city.tsu.lg.jp

ウ 質問の回答

令和8年8月18日（水）午後4時までに、本市ホームページで質問者名は非公表とした上で全質問とその回答を公表します。なお、回答に対する再質問は認めません。

エ 応募書類の受付

「8 応募資格」「10 応募書類及び提出部数」に規定する応募書類一式を必ず

持参してください。必要な書類の有無のみ確認の上、受け付けます。

(ア) 受付場所

〒 514-8611 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市役所本庁舎 7 階 商工観光部商業振興労政課企画管理・労政担当

(イ) 受付期間

令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 3 から令和 8 年 8 月 3 1 日（月）午後 4 時まで
（ただし、土・日曜日及び休日を除く。）

(ウ) 提出方法

「8 応募資格」「10 応募書類及び提出部数」に規定する応募書類一式を、
必ず持参により提出してください。郵送等は認めません。

10 応募書類及び提出部数

応募者は、以下のとおり応募書類等を書面にて必ず持参して提出してください。（郵送、FAX、電子メールによる提出は認めません。）

書類は全てA4サイズ縦で統一し、正本、副本を1部ずつ紙ファイルなどにまとめてください。

(1) 労働会館指定管理者指定申請書（別紙2）【1部】

(2) 法人等に関する書類関係【正本1部、副本2部（複写可）】

ア 指定申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度における申請者の経営状況を説明する書類

イ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 登記事項証明書（法人に限る。）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

※指定申請書を提出する日前3カ月以内に取得したもの。

エ 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納（未納税額）が無いことを証明するもの（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納（未納税額）が無いことを証明するもの。）

※指定申請書を提出する日前3カ月以内に取得したもの。

オ 印鑑登録証明書

※指定申請書を提出する日前3カ月以内に取得したもの。

カ 誓約書（別紙3）

(3) 提案書関係【正本各1部、副本各10部】

副本は、会社名、ロゴ等で応募者が特定できないよう、黒塗り又は非表示として作成してください。

ア 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの

イ 津市労働会館の管理に係る事業計画書（別紙4）

ウ 津市労働会館の管理に係る収支計画書（別紙5）

エ 津市労働会館の設置目的に沿った自主事業計画書（別紙6）

11 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定に当たっては、津市指定管理者選定委員会の設置等に関する要綱に基づき、「津市労働会館ほか9施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）を設置します。

(2) 選定の基準

評価点算出の評価基準は、別紙7「津市労働会館指定管理者候補者選定基準」のとおりとします。

なお、選定審査による評価点が、設定した評価最高得点の60%（6割）に満たない者は、指定管理者候補者には選定しません。

(3) 選定委員会による審査

選定委員会において、書類審査（申請書類による応募資格及び提案内容等）を実施します。選定委員会については、令和8年10月上旬頃を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査終了後速やかに、応募者全員に書面で通知します。

(5) 指定管理者の決定

令和8年12月に開催予定の津市議会における指定管理者の指定に係る議案の議決を経て指定管理者に決定します。決定後、指定管理者に書面で通知します。

(6) 失格の要件

応募する法人等が次の要件に該当した場合は、失格とします。

ア 法人等の代表者及び代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会に個別に接触した場合

イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 複数の事業計画書等を提出した場合

エ 申請書類の受付期限までに所定の書類が揃わなかった場合

オ その他不正行為があった場合

12 協定の締結

指定管理者は、本市と会館の管理運営に関する基本協定及び年度協定を締結します。協定の主な内容は、次のとおりです。

(1) 基本協定

ア 指定期間に関する事項

イ 指定管理料に関する事項

ウ 事業報告及び業務報告に関する事項

エ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

オ 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等

(2) 年度協定

ア 当該年度の指定管理料に関する事項

イ 指定管理料の変更等に関する事項

13 留意事項

- (1) 本募集への参加に当たって要した費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 応募書類に虚偽の記述をした場合は、その応募は無効とします。
- (3) 応募に当たって提出した書類の受付期間後における差替え及び再提出は認めません。
なお、提出書類の内容について、本市から問合せ等を行う場合があります。
- (4) 応募に際して、第3者等に利害関係が及んだ場合、あるいは及ぶ恐れがある場合の責任は一切応募者にあるものとします。
- (5) 応募書類は返却しません。また、応募内容は審査等目的以外には一切使用しません。
- (6) 著作権について
指定管理者の指定までの間、応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は、本指定管理者選定の実施に関する報告等のため、必要な場合には応募書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (7) 指定管理者は、指定期間の開始前に、本市との協議や、業務計画書などといった必要な書類の作成のほか、運営開始に向けた準備を実施することとします。なお、これら準備に係る業務の費用等は、指定管理者の負担で行うこととします。
- (8) 会館の指定管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分することとしますので、法人等の自身の口座とは別の口座で管理してください。

【問い合わせ先】

津市商工観光部商業振興労政課
企画管理・労政担当 本多、竹田
電 話 059-229-3114
F A X 059-229-3335
メール 229-3114@city.tsu.lg.jp